

財 関 第 867 号
令和 3 年 11 月 30 日

各 稅 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長
阪田 渉

分類例規の一部改正について

分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、令和 4 年 1 月 1 日以降申告される貨物について適用されたい。

記

第 1 分類例規の一部を次のように改正する。

（第 1 部（国際分類例規）の一部改正）

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 分類例規の一部を次のように改正する。

（第 2 部（国内分類例規）の一部改正）

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。